

川棚町告示第9号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、次のとおり収納
代行事業者を指定する。

令和5年4月1日

川棚町長 波戸勇則

1 収納代行事業者の指定を受けた者

(1) 株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア39F
WeWork 内

(2) 株式会社さとふる

東京都中央区2-2-1 京橋エドグラン13F

2 収納代行事業者に納付させる歳入

川棚町ふるさと応援寄附金

3 収納代行事業者に歳入を納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

川棚町告示第15号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、次のとおり収納
代行事業者を指定する。

令和5年5月1日

川棚町長 波戸勇則

1 収納代行事業者の指定を受けた者

株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町2-1-4 N.E.S.ビルN棟2階

2 収納代行事業者に納付させる歳入

川棚町ふるさと応援寄附金

3 収納代行事業者に歳入を納付させる期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

川棚町告示第17号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、次のとおり収納
代行事業者を指定する。

令和5年5月15日

川棚町長 波戸勇則

1 収納代行事業者の指定を受けた者

ANAあきんど株式会社
東京都中央区日本橋2-14-1

2 収納代行事業者に納付させる歳入

川棚町ふるさと応援寄附金

3 収納代行事業者に歳入を納付させる期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで